

香教連速報

勤務交渉

よりよい教育制度や教育環境になるように要望!

香教連は、7月15日(火)14:00から県庁12階の第5会議室において、香川県教委との勤務交渉を行った。香教連側は、田中委員長ほか7名が出席。県教委側は、藤本義務教育課長ほか9名が対応した。

主な要望と回答は、以下の通り。**太字は要望項目**、香教連の主張はゴシック、県教委の回答は明朝斜体字で表記している。

主幹教諭・指導教諭の任用基準を示すと共に、多数任用することで、当該教諭に過度の負担がかからないよう配慮すること。



【日笠養教部長】5月のアンケート結果をもとに、2点主張させていただいた。1点目は、主幹教諭・指導教諭の選考は、希望者あるいは管理職の推薦で県教委が任命してほしい先生方が大半であったこと。2点目は、主幹教諭、指導教諭それぞれの役割を考慮し、よりふさわしい人選が行われること。ぜひ、アンケート結果を考慮していただきたい。早めに任用基準を明確に示していただきたい。



【河野執行委員】また、主幹教諭、指導教諭に過度の負担がかからないよう、教育環境の整備に努めていただきたい。今回のアンケート結果では、どちらも各学校1名以上配置していただきたいという意見が多かった。ぜひ、多くの主幹教諭、指導教諭が任用されることを期待している。任用数が少ないと、少数の主幹教諭・指導教諭に過度の負担がかかると危惧される。できるだけ多くの主幹教諭・指導教諭を採用していただきたい。



【田中委員長】この制度が導入されることで、管理職以外の道での処遇改善につながることを期待している。アンケート結果や、東京や本年度導入した徳島など先行導入した他県の動向を研究していただき、よりよい制度になるよう、検討していただきたい。特に、みんなが納得できる任用基準を早急に示していただくことが大切であると考えている。

【藤本義務教育課長】現在検討中である。各教育団体に意見を求めた文書を集約したり、他県の状況を伺いながら、一番良い方法は何かを検討中である。人事異動での偏り等難しい課題がある。

本年度の試行を鑑み、免許更新講習が過度の負担にならないよう、関係諸機関に働きかけること。

(1) **経年研修が、免許更新講習の単位として認定されるよう、関係当局に働きかけること。**



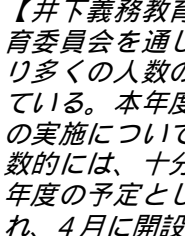
【好井執行委員】一番大きな課題は、10年経験者研修との関連である。10年経験者研修での研修は、決して免許更新講習の趣旨と全く異なる内容ではないはずである。今回、免許更新制と10年経験者研修が重なっている先生方の不安は、当然である。10年経験者研修が、免許更新講習の一部になるように、文部科学省に働きかけていただきたい。さらに、県単独で行っている5年・20年経験者研修も、同様に考えている。

(2) **当該教諭の選択の幅が広がるように、講座数や講習内容を適性に運用するよう、講習実施機関に働きかけること。**

【好井執行委員】免許更新講習が、現場の負担にならないよう、日時の選択の幅が広がるよう働きかけていただきたい。多くの不安を払拭するためにも、更新講習の全体像が早くわかるよう、関係機関に働きかけていただきたい。特に、受講対象となっている人や各人の受講年度、及び申込み方法や受講希望届け等の様式を全職員に説明してほしい。

【藤本義務教育課長】文部科学次官の通知によれば、更新講習の開設主体は、教員養成系の大学となっている。修了認定と任命権者を別にするのが法制上ふさわしいと考えており、10年経験者研修を免許更新講習に充てることは考えていない。各学校現場全員に、いつ更新するかを知らせている。次年度より、職員調査票の中に、次期免許更新講習を知らせるようにしたい。スケジュールについては、校長会で周知している。県教委のホームページに、免許更新制の詳細を載せているので、参照していただきたい。

【井下義務教育副課長】試行講習については、各市町教育委員会を通じて各学校に周知している。予定よりかなり多くの人数の申込みがあった。抽選で受講者を決定している。本年度の試行は香川大学だけであるが、来年度の実施については、各大学も参加すると聞いている。人数的には、十分受講できるよう余裕ができるだろう。来年度の予定としては、来年の2月頃に募集要項が作成され、4月に開設する講習内容が分かるようになるだろう。



特別支援教育の充実のため、特別支援教育コーディネーターの役割が十分発揮されるよう、指針を示すこと。



【中浦副委員長】特別支援教育の中心的存在が「特別支援教育コーディネーター」である。ところが、この重要な責務を担う担当者の授業時間数は、軽減されていない。そのため、担当者に大きな負担がかかっているか、もしくはコーディネーターとしての役割を十分果たせない状況が出てきている心配がある。校長会等を通じて、担当者の授業時間数軽減を含めた指針を、県教委から示していただきたい。最終的には、特別支援教育コーディネーターが専任化されることが望ましいと考える。

【鈴木特別支援教育課長補佐】初任担当者と経験者に分かれ、文科省のガイドラインに沿って研修している。発達障害は、必ずしも特別支援学校の先生が詳しいとは言えない。



【藤本義務教育課長】時間数の軽減や専任の配置は、定数上困難であるが、校内の定数上の中で工夫することは可能である。

中学校の宿泊学習(五色台・屋島)を効果的に運用するために、各学校の実態に合わせた宿泊数や食事数等の選択ができるようにすること。



【有木人対部長】「集団宿泊学習検討委員会」において、「3泊4日で実施する」という結果になった。今回の香教連アンケート調査の結果によると、宿泊数と食事数については、「学校の実情に合わせて」という回答が一番多かった。これは、宿泊学習実施の時期と、学校行事や定期試験等との時期が重なった場合、2泊3日を選択することも可能にしてほしい、食事の回数も弾力的にしてほしいという希望である。各学校の実態に合わせて、宿泊数や食事数が選択できるようにしていただきたい。



【地下事務局次長】本年度の実実施計画を見ると、1・2月に実施する学校がなくなっている。このことは、「冬の活動がしにくい」ことを考慮していただき、大変ありがたい。ただ、アンケートの中に、1・2月実施のいいところもあるという少数意見があった。また、「代休がとりにくい」という声もあるので、休業日の実施においては、代休がきちんととれるよう配慮していただきたい。以上のことを考慮すると、1・2月を調整期間として、土日開催割当となったり、行事と重なったりした際に、当該割当期間から変更して実施できるようにしていただきたい。

【藤本義務教育課長】2泊3日では、大きな活動を計画しにくい。3泊4日だと、大規模校が2つのグループに分け、交替して活動できるというメリットもある。学校裁量にしてもらいたいという希望があるが、日程調整が難しい。また、食事を作る人の雇用の問題もある。食事回数については、見直しを行い、8回でも構わないことにしている。以上のことを考えて、宿泊学習は3泊4日をお願いしている。新学習指導要領でも、体験学習が重視されている。以前は、中学校2年生に限定していたが、職場体験学習の関係で、中学校1年生に移行しているようだ。1・2月を調整期間にすることは可能ではないかと思う。今後の検討材料にさせていただく。



勤務に関する改正については、校長会等を通じて、全職員に早急に、しかも確実に伝達すること。



【森事務局次長】これまで、条例や規則の改正が、現場の教職員にきちんと周知されていない現状がある。今回の「勤務に関するアンケート」では、規則改正時等における周知方法として、「口頭と文書による周知」が一番多かった。「口頭だけの周知」よりも、自分が確認したい時に確認できる文書による周知を希望している。文書での周知も有効に行っていただきたい。また、該当者以外への周知が不十分にならないよう、配慮していただきたい。

【藤本義務教育課長】これからも適正な運用をしていきたい。アンケートを参考にさせていただきたい。先生方も、各学校長に、文書と口頭両方で周知していただきたいと要望してもらいたい。